

その他

1 容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に向けた取組

判断基準に沿った取組の実施

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、酒類小売業を含む各種の小売業に属する事業者（指定容器包装利用事業者）に対して、容器包装廃棄物の排出抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項が定められています。

「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項」の概要

1. 目標の設定

容器包装の使用の合理化を図るための目標を定め、達成するための取組を計画的に行う。

2. 容器包装の使用の合理化

次に掲げる取組を行うことにより、容器包装廃棄物の排出の抑制を相当程度促進する。
容器包装の有償による提供、容器包装を使用しないように誘引するための景品等の提供、繰り返し使用が可能な買い物袋等の提供、消費者に対して容器包装の使用についての意思の確認等

薄肉化又は軽量化された容器包装の使用、適切な寸法の容器包装の使用、量り売りの実施、簡易包装化の推進等

3. 情報の提供

店頭における容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に資する事項の掲示等を行う。

4. 体制の整備等

責任者の設置や従業者に対する研修を実施する。

5. 安全性等の配慮

容器包装の使用の合理化を図る際には、その安全性、機能性等に配慮する。

6. 容器包装の使用の合理化の実施状況等の把握

容器包装を用いた量や取組効果等を適切に把握する。

7. 関係者との連携

国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携に配慮する。

報告義務

指定容器包装利用事業者のうち、容器包装を多量（前年度の使用量 50 トン以上）に利用する事業者は、毎年度 6 月末までに、前年度（前年の 4 月から翌 3 月まで）に係る容器包装を用いた量などを取りまとめた「定期報告書」を 1 部作成し、本店所在地の所轄の国税局又は税務署へ提出する必要があります。

（報告書の様式は、様式編をご参照ください。）